

東京高裁総第004762号

(庶ろ-03)

平成24年12月26日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

東京高等裁判所長官 吉 戒 修 一

東京、仙台及び札幌各高等裁判所管内会計課長協議会の開催  
要領について (送付)

標記の協議会の開催要領を別添のとおり送付します。



東京、仙台及び札幌各高等裁判所管内会計課長協議会開催要領

- 1 日時 平成25年1月24日(木)午前9時30分
- 2 場所 当庁大会議室(18階)
- 3 主催者 東京高等裁判所長官 吉戒修一  
仙台高等裁判所長官 一宮なほみ  
札幌高等裁判所長官 山崎恒
- 4 出席者
  - (1) 参列員 最高裁判所事務総局経理局総務課長 石井伸興  
最高裁判所事務総局経理局主計課長 篠田賢治  
最高裁判所事務総局経理局参事官 菅原寛史  
最高裁判所事務総局経理局審査官 池野仁  
最高裁判所事務総局経理局営繕課課長補佐 増子政恵  
最高裁判所事務総局経理局監査課課長補佐 竹内淳司  
東京高等裁判所事務局次長 岡健太郎  
東京高等裁判所事務局次長 岸野明人  
仙台高等裁判所事務局次長 久保田祐司  
札幌高等裁判所事務局次長 津幡恭行
  - (2) 協議員 東京高等裁判所事務局会計課長 原宗鑑  
東京地方裁判所事務局経理課長 齊藤昭彦  
東京地方裁判所事務局出納第二課長 寺田竹雄  
東京家庭裁判所事務局出納課長 高橋幸嗣  
横浜地方裁判所事務局出納課長 平野静香  
さいたま地方裁判所事務局出納課長 堤亮子  
千葉地方裁判所事務局出納課長 田中巧  
水戸地方裁判所事務局会計課長 阿部久仁之

宇都宮地方裁判所事務局会計課長	堀川浩司
前橋家庭裁判所事務局会計課長	池田直昭
静岡地方裁判所事務局会計課長	藤光幹徳
甲府地方裁判所事務局会計課長	矢後洋文
長野地方裁判所事務局会計課長	齋藤宏
新潟地方裁判所事務局会計課長	中村浩毅
仙台高等裁判所事務局会計課長	中野徹哉
仙台地方裁判所事務局会計課長	栗野和之
福島地方裁判所事務局会計課長	藤澤貴
山形地方裁判所事務局会計課長	稲舟啓
盛岡地方裁判所事務局会計課長	森谷一弘
秋田地方裁判所事務局会計課長	加賀屋守
青森地方裁判所事務局会計課長	須藤雅臣
札幌高等裁判所事務局会計課長	梅木秀剛
札幌家庭裁判所事務局会計課長	山田和彦
函館地方裁判所事務局会計課長	黒畑享三
旭川地方裁判所事務局会計課長	河端英也
釧路地方裁判所事務局会計課長	田中夏樹

(3) オブザーバー

東京高等裁判所事務局管理課長	武藤榮二
東京高等裁判所事務局会計課首席技官	安部眞公
東京高等裁判所事務局会計課企画官	小松且昌
東京高等裁判所事務局会計課企画官	原田恒雄
東京高等裁判所事務局会計課課長補佐	大樋裕康
東京高等裁判所事務局会計課課長補佐	小林中
東京高等裁判所事務局会計課課長補佐	天野明子

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 伊藤 竜太郎  
 東京高等裁判所事務局会計課専門官 関 俊二  
 東京高等裁判所事務局管理課課長補佐 大平 安則  
 東京高等裁判所事務局管理課課長補佐 大澤 寛久  
 仙台高等裁判所事務局会計課企画官 中井 隆利  
 仙台家庭裁判所事務局会計課長 佐藤 弘子  
 福島家庭裁判所事務局会計課長 齋藤 博  
 札幌高等裁判所事務局会計課企画官 青木 仁  
 札幌地方裁判所事務局出納課長 佐々木 克巳

5 日程

	9 : 3 0 } 1 2 : 1 0	1 2 : 1 0 } 1 3 : 1 0	1 3 : 1 0 } 1 7 : 0 0
1月24日(木)	事務局長あいさつ 最高裁係官あいさつ 協議等	昼食及び休憩	協議等

名高裁総第001106号

(庶ろ-03)

平成24年12月21日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

名古屋高等裁判所長官 山崎 敏 充

会計課長協議会の開催要領について (送付)

平成25年1月22日(火)に当庁において開催する標記の協議会の開催要領  
(出席者名簿を含む。)は、別添のとおりです。



## 会計課長協議会開催要領

- 1 主催 大阪及び名古屋各高等裁判所
- 2 日時 平成25年1月22日(火) 午前9時30分
- 3 場所 名古屋高等裁判所大会議室(12階)
- 4 日程

9:30	協議開始
12:15	(昼食・休憩)
13:15	協議再開
16:50	協議終了

- 5 協議テーマ  
別紙第1のとおり
- 6 出席者  
別紙第2のとおり

(別紙第1)

会計課長協議会の協議テーマについて

○ テーマ1

会計事務における不正行為を防止するための具体的な方策について

○ テーマ2

会計部門の事務処理態勢の確立について

(趣旨)

本年度に発覚した保管金の横領事案は、裁判所の事件に関する会計事務の適正な処理に大きな影響を与えるとともに、裁判所の会計事務全般に対する国民の信頼を著しく損なう結果を招いた。今回の事案では、事務担当者が単独で現金を取り扱っていたこと、保管金の受払いの翌日に日計表を作成し証拠書類とともに検閲に付すといった基本的な事務が正しく行われていなかったこと、そのような状況を管理職が監督、是正していなかったことが、重大な事件に発展した原因の一つであると思われる。経理局では、今回の事案を契機に、現金を取り扱う場合には必ず複数人で行うこと、日計表や証拠書類は必ず日々検閲に付すこと、公印や各種のシステムを使用する場合のID等を正しく管理すること、その他日常行うべき事務を遅滞なく適正に実施すること、これらが適切に行われていることを管理職が正しく監督、指導すること等、保管金事務を処理する際に遵守すべき、不正防止方策を提案し、全庁でこれを確実に実施するよう指示した。現金の取扱を巡り不適切な事態を二度と発生させないためには、各庁の会計課長等が、自庁の事務処理態勢を再点検し、自らの指導、監督の状況も顧みた上で、これらの不正防止方策を確実に実践し、職員を指導し、適切な事務処理態勢を継続して構築していく必要がある。

また、このような事務処理態勢は、保管金事務に限られるものではない。職員が法規等の根拠を理解しないまま処理していたり、係内の確認態勢や牽

制態勢が機能していなかったり、あるいは、そのような状況が発生していることを管理職が見逃しているような事態は、会計事務の分野を問わず発生している可能性がある。本年度の経理関係事務協議会でも、事務担当者が前年度以前の事務処理の理由を十分に理解しないまま漫然と処理している、管理職を含め会計事務担当者に事務の目的や重要性を一層意識してもらう必要があるといった意見が述べられており、会計課の事務処理態勢が整っていない状況、執務に対する心構えや管理職の指導が不十分である状況が懸念される場所である。

国の会計事務に関して国民に対する説明責任が強く求められている昨今の状況をふまえると、今後、将来に渡り会計課を適切に運営して行くためには、まずは、会計部門の事務処理態勢を見つめ直し、日常的な業務を正しく処理する態勢や、そのような会計課職員の意識が確立されているかどうかを、今一度確認しておく必要がある。更に、例えば異動期や繁忙期においても常に適正な会計事務が実現できるよう、課全体で事務の合理化、効率化を進め、管理職が職員の指導、育成を継続していくといった取組が求められる。

そこで、今回の協議会では、まず、保管金事務について、現金を取り扱う上での不正防止方策の取組状況について協議していただくこととした。牽制態勢の構築のほか、事務担当者が現金を取り扱う上で何に注意すべきと考えているか、それに注意しながら法規等で定められた事務を正しく行っているかどうかを確認し、また、これを更に充実させる効果的な方策等について、自庁の実情もふまえ具体的に検討していただきたい。

また、保管金事務に限らず、それ以外の事務も含めた会計事務全般を、適切に実施していくための事務処理態勢を確立し、これを継続、強化していく方策についても協議していただきたい。そこで、日常的な業務を処理する態勢や心構え等に不十分な点がないかという観点から、各庁の会計課について、事務の確認態勢、事務の適正処理に対する職員の意識状況、管理職による指



導や、会計課職員の育成の実情等を点検していただきたい。その上で、これらが不十分と思われる状況があれば、実情を的確に把握し、その原因を追究し、改善していくための方策、事務の合理化や効率化を図る方策、職員を適切に指導、育成する方策等について協議していただく。また、将来に向けてこれらをどのように継続的に実施していくかという点についても、会計課長として、今後、どのような会計課を実現していこうと考えているかという視点もふまえ、多角的に検討していただきたい。

(別紙第2)

出席者名簿

1 主催者

名古屋高等裁判所長官 山崎敏充

2 最高裁判所係官

最高裁判所事務総局経理局主計課長 篠田賢治

同 監査課長 高橋弘人

同 総務課課長補佐 廣澤嘉孝

同 用度課課長補佐 岩崎彰生

3 参列員

大阪高等裁判所事務局次長 新屋眞宏

名古屋高等裁判所事務局長 村田斉志

同 事務局次長 武長信次

4 協議員

大阪高等裁判所事務局会計課長 保田将司

大阪地方裁判所事務局経理課長 木原義則

大阪家庭裁判所事務局会計課長 沢田雅樹

京都地方裁判所事務局経理課長 遠藤恭弘

神戸地方裁判所事務局経理課長 福富幸治

奈良地方裁判所事務局会計課長 武田勇

大津地方裁判所事務局会計課長 辻田修

和歌山地方裁判所事務局会計課長 島口雄

名古屋高等裁判所事務局会計課長 寺尾英明

名古屋地方裁判所事務局出納課長 田中篤

津地方裁判所事務局会計課長 海老澤俊一

岐阜地方裁判所事務局会計課長 野津聡

福井地方裁判所事務局会計課長	林	裕	一
金沢地方裁判所事務局会計課長	奥	秀	之
富山地方裁判所事務局会計課長	萩	原	博志

5 オブザーバー

大阪高等裁判所事務局会計課企画官	藤	原	治
大阪地方裁判所事務局出納第一課長	藤	井	誠
京都地方裁判所事務局出納課長	佐	藤	敬郎
神戸地方裁判所事務局出納課長	鞭		厚
京都家庭裁判所事務局会計課長	宮	本	光浩
名古屋高等裁判所事務局会計課企画官	飯	田	雄平
名古屋地方裁判所事務局経理課長	浅	川	正一
名古屋家庭裁判所事務局会計課長	宮	治	利幸
金沢家庭裁判所事務局会計課長	額	額	豊

名高裁総第32号

(庶ろ-03)

平成25年1月15日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

名古屋高等裁判所長官 山崎 敏 充

会計課長協議会の出席者の変更について（通知）

1月22日（火）に当庁で開催する標記の協議会の出席者が、下記のとおり変更になりました。変更後の出席者名簿は別紙のとおりです。

記

最高裁判所係官

（変更前） 最高裁判所事務総局経理局主計課長 篠 田 賢 治

（変更後） 最高裁判所事務総局経理局厚生管理官 山 田 千 秋



(別紙)

出席者名簿

1 主催者

名古屋高等裁判所長官 山崎敏充

2 最高裁判所係官

最高裁判所事務総局経理局監査課長 高橋弘人

同 厚生管理官 山田千秋

同 総務課課長補佐 廣澤嘉孝

同 用度課課長補佐 岩崎彰生

3 参列員

大阪高等裁判所事務局次長 新屋眞宏

名古屋高等裁判所事務局長 村田斉志

同 事務局次長 武長信次

4 協議員

大阪高等裁判所事務局会計課長 保田将司

大阪地方裁判所事務局経理課長 木原義則

大阪家庭裁判所事務局会計課長 沢田雅樹

京都地方裁判所事務局経理課長 遠藤恭弘

神戸地方裁判所事務局経理課長 福富幸治

奈良地方裁判所事務局会計課長 武田勇

大津地方裁判所事務局会計課長 辻田修

和歌山地方裁判所事務局会計課長 島口雄

名古屋高等裁判所事務局会計課長 寺尾英明

名古屋地方裁判所事務局出納課長 田中篤

津地方裁判所事務局会計課長 海老澤俊一

岐阜地方裁判所事務局会計課長 野津聡

福井地方裁判所事務局会計課長	林	裕	一
金沢地方裁判所事務局会計課長	奥	秀	之
富山地方裁判所事務局会計課長	萩	原	博志

5 オブザーバー

大阪高等裁判所事務局会計課企画官	藤	原	治
大阪地方裁判所事務局出納第一課長	藤	井	誠
京都地方裁判所事務局出納課長	佐	藤	敬郎
神戸地方裁判所事務局出納課長	鞭		厚
京都家庭裁判所事務局会計課長	宮	本	光浩
名古屋高等裁判所事務局会計課企画官	飯	田	雄平
名古屋地方裁判所事務局経理課長	浅	川	正一
名古屋家庭裁判所事務局会計課長	宮	治	利幸
金沢家庭裁判所事務局会計課長	額	額	豊

広島高裁総第001153号

(庶ろ-03)

平成24年12月26日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

広島高等裁判所長官 永井敏雄

会計課長協議会の開催要領について (送付)

平成25年1月16日(水)に当庁で開催する標記の協議会の開催要領は、別添のとおりです。



## 会計課長協議会開催要領

- 1 主催 広島、福岡及び高松各高等裁判所
- 2 日時 平成25年1月16日(水)午前9時30分
- 3 場所 広島高等裁判所大会議室(南棟3階)
- 4 日程

9:30	協議開始
12:15	(昼食・休憩)
13:05	協議再開
16:30	協議終了

### 5 協議テーマ

別紙「会計課長協議会の協議テーマについて」のとおり

### 6 出席者

#### (1) 協議員

広島高等裁判所事務局会計課長	飯 富 雄 康
広島地方裁判所事務局会計課長	加 藤 智 之
山口地方裁判所事務局会計課長	久 恒 敬 司
岡山地方裁判所事務局会計課長	藤 井 明 夫
鳥取地方裁判所事務局会計課長	岩 井 修 一
松江地方裁判所事務局会計課長	高 瀬 雄 二
福岡高等裁判所事務局会計課長	深 澤 勉
福岡地方裁判所事務局出納課長	森 久 和
佐賀地方裁判所事務局会計課長	大 鶴 修 司
長崎地方裁判所事務局会計課長	矢 神 清 朗
大分地方裁判所事務局会計課長	井 上 幹 男
熊本地方裁判所事務局会計課長	長 嶺 誠 治



鹿兒島地方裁判所事務局会計課長	小中野	浩
宮崎地方裁判所事務局会計課長	六反	浩二
那覇家庭裁判所事務局会計課長	石橋	正俊
高松高等裁判所事務局会計課長	櫻又	孝子
高松地方裁判所事務局会計課長	小西	常雄
徳島地方裁判所事務局会計課長	安岡	正明
高知地方裁判所事務局会計課長	山沖	博史
松山地方裁判所事務局会計課長	川村	哲

(2) オブザーバー

広島高等裁判所事務局会計課企画官	清家	和人
広島家庭裁判所事務局会計課長	有馬	素光
山口家庭裁判所事務局会計課長	草野	徹
岡山家庭裁判所事務局会計課長	小川	満
福岡高等裁判所事務局会計課課長補佐	木崎	登
福岡地方裁判所事務局経理課長	田中	一彰
福岡家庭裁判所事務局会計課長	東	孝賢
長崎家庭裁判所事務局会計課長	弥富	英二
熊本家庭裁判所事務局会計課長	東條	幸雄
那覇地方裁判所事務局会計課長	澤津橋	秀幸
高松高等裁判所事務局会計課企画官	前田	正之
高松家庭裁判所事務局会計課長	玉木	孝
松山家庭裁判所事務局会計課長	兵頭	英俊

(3) 参列員

最高裁判所事務総局経理局総務課長	石井	伸興
同 用度課長	長崎	泰生
同 監査課課長補佐	竹内	淳司

最高裁判所事務総局経理局管理課課長補佐	岩	崎	光	宏
広島高等裁判所事務局長	守	下		実
同 事務局長	谷	野		淳
福岡高等裁判所事務局長	日	野	靖	史
高松高等裁判所事務局長	菅		正	俊

(別紙)

### 会計課長協議会の協議テーマについて

○ テーマ 1

会計事務における不正行為を防止するための具体的な方策について

○ テーマ 2

会計部門の事務処理態勢の確立について

(趣旨)

本年度に発覚した保管金の横領事案は、裁判所の事件に関する会計事務の適正な処理に大きな影響を与えるとともに、裁判所の会計事務全般に対する国民の信頼を著しく損なう結果を招いた。今回の事案では、事務担当者が単独で現金を取り扱っていたこと、保管金の受払いの翌日に日計表を作成し証拠書類とともに検閲に付すといった基本的な事務が正しく行われていなかったこと、そのような状況を管理職が監督、是正していなかったことが、重大な事件に発展した原因の一つであると思われる。経理局では、今回の事案を契機に、現金を取り扱う場合には必ず複数人で行うこと、日計表や証拠書類は必ず日々検閲に付すこと、公印や各種のシステムを使用する場合のID等を正しく管理すること、その他日常行うべき事務を遅滞なく適正に実施すること、これらが適切に行われていることを管理職が正しく監督、指導すること等、保管金事務を処理する際に遵守すべき、不正防止方策を提案し、全庁でこれを確実に実施するよう指示した。現金の取扱を巡り不適切な事態を二度と発生させないためには、各庁の会計課長等が、自庁の事務処理態勢を再点検し、自らの指導、監督の状況も顧みた上で、これらの不正防止方策を確実に実践し、職員を指導し、適切な事務処理態勢を継続して構築していく必要がある。

また、このような事務処理態勢は、保管金事務に限られるものではない。

職員が法規等の根拠を理解しないまま処理していたり、係内の確認態勢や牽制態勢が機能していなかったり、あるいは、そのような状況が発生していることを管理職が見逃しているような事態は、会計事務の分野を問わず発生している可能性がある。本年度の経理関係事務協議会でも、事務担当者が前年度以前の事務処理の理由を十分に理解しないまま漫然と処理している、管理職を含め会計事務担当者に事務の目的や重要性を一層意識してもらう必要があるといった意見が述べられており、会計課の事務処理態勢が整っていない状況、執務に対する心構えや管理職の指導が不十分である状況が懸念されるところである。

国の会計事務に関して国民に対する説明責任が強く求められている昨今の状況をふまえると、今後、将来に渡り会計課を適切に運営して行くためには、まずは、会計部門の事務処理態勢を見つめ直し、日常的な業務を正しく処理する態勢や、そのような会計課職員の意識が確立されているかどうかを、今一度確認しておく必要がある。更に、例えば異動期や繁忙期においても常に適正な会計事務が実現できるよう、課全体で事務の合理化、効率化を進め、管理職が職員の指導、育成を継続していくといった取組が求められる。

そこで、今回の協議会では、まず、保管金事務について、現金を取り扱う上での不正防止方策の取組状況について協議していただくこととした。牽制態勢の構築のほか、事務担当者が現金を取り扱う上で何に注意すべきと考えているか、それに注意しながら法規等で定められた事務を正しく行っているかどうかを確認し、また、これを更に充実させる効果的な方策等について、自庁の実情もふまえ具体的に検討していただきたい。

また、保管金事務に限らず、それ以外の事務も含めた会計事務全般を、適切に実施していくための事務処理態勢を確立し、これを継続、強化していく方策についても協議していただきたい。そこで、日常的な業務を処理する態勢や心構え等に不十分な点がないかという観点から、各庁の会計課について、

事務の確認態勢，事務の適正処理に対する職員の意識状況，管理職による指導や，会計課職員の育成の実情等を点検していただきたい。その上で，これらが不十分と思われる状況があれば，実情を的確に把握し，その原因を追究し，改善していくための方策，事務の合理化や効率化を図る方策，職員を適切に指導，育成する方策等について協議していただく。また，将来に向けてこれらをどのように継続的に実施していくかという点についても，会計課長として，今後，どのような会計課を実現していこうと考えているかという視点もふまえ，多角的に検討していただきたい。